

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(2020年3月23日決定
2022年1月11日最終改訂)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人真生会館（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事に対する報酬は、各年度の全員の総額が3,000,000円を超えない範囲で、この規程に従って支払うことができる。なお、常勤理事の役員報酬は、1名当たり年額1,000,000円を上限とする。
- 3 監事に対する報酬は、各年度の全員の総額が300,000円を超えない範囲で、この規程

に従って支払うことができる。

- 4 評議員には、定款第 13 条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤理事に対する役員報酬の支払いの有無及び支払う場合の額については、前条第 2 項に定める金額の範囲内で、理事会において審議の上、評議員会で決めるものとする。

- 2 非常勤役員が理事会、評議員会その他この法人の運営上必要な会合に出席した時は、理事会等 1 回につき、12,000 円を報酬として支払う。
- 3 評議員が評議員会に出席した時は、評議員会 1 回につき、12,000 円を報酬として支払う。
- 4 第 2 項及び第 3 項の場合、当該非常勤役員又は評議員に対しては交通費を支払わない。ただし、出席に伴う移動が片道 60km を超える時は、通常の移動に要する交通費を支給するものとする。

(報酬の支給日)

第 5 条 常勤理事に役員報酬を支払う時は、年間報酬額の 1/2 分の 1 に当たる額を、毎月 20 日(その日が休日に当たる時はその日前においてその日に最も近い休日でない日)に支給するものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬については、理事会又は評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費)

第 7 条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第 8 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 第9条は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づき公益認定を受けた日から施行する。